

光市公告第21号

光市立小中学校タブレット端末整備事業について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和8年5月11日

光市長 芳岡 統

記

1 事業名

光市立小中学校タブレット端末整備事業

2 事業の目的

文部科学省のGIGAスクール構想における「公立学校情報機器整備費補助」事業を活用し、光市立小中学校の児童生徒が授業で日常的に1人1台タブレット端末を活用できる教育環境を整備することで、Society 5.0時代に求められる児童生徒の情報活用能力等を育成するとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現することを目的とする。

3 業務期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定

に該当しないこと。

- (2) 国税及び光市税の納付すべき税額に未納がないこと。
- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国からの指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていること。
- (6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、移動通信サービスを提供する電気通信役務を行う者であつて、移動通信サービスにかかる無線局を光市内で自ら開設、運用していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

5 手続等

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領等は、市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp> から入手すること。

(2) 参加申込書類の提出方法等

ア 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法

で提出期限までに必着とすること。

ウ 提出先

〒743-0011 山口県光市光井九丁目18番3号
光市教育委員会事務局教育総務課管理係

(3) 企画提案書類の提出方法等

ア 提出期限

令和8年6月1日(月)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法
で提出期限までに必着とすること。

ウ 提出先

〒743-0011 山口県光市光井九丁目18番3号
光市教育委員会事務局教育総務課管理係

6 評価及び選定

(1) 選定審査

光市立小中学校タブレット端末整備事業公募型プロポーザル評価委員
会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、企画提案書に基づくプレゼンテーショ
ン、ヒアリング及びデモンストレーションにより、業務の受託に最も適
した者を選定し、優先交渉権者として特定する。

7 その他

- (1) 本手続に関する照会窓口は、光市教育委員会事務局教育総務課（電話
0833-74-3601 電子メールアドレス soumu@edu.city.hikar
i.lg.jp）とする。

(2) その他詳細は、実施要領等による。